

## 令和7年第2回太地町議会臨時会会議録

○開会期日 令和7年2月3日午前9時00分

---

○会議の場所 太地町議会議場

---

### ○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（9名）

1番 漁野尚登君	2番 森岡茂夫君
3番 海野好詔君	5番 久原拓美君
6番 塩崎伸一君	8番 筋師光博君
9番 花村計君	10番 水谷育生君
11番 福田忠由君	

---

欠席議員（1名）

7番 三原勝利君

---

### ○出席した事務職員は次のとおり

事務局長 漁野チエミ君 書記 松本悟君

---

### ○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長 三軒一高君	副町長 漁野洋伸君
会計管理者 執行貴弘君	総務課長 由谷陽久君
総務課企画員 久保亨一君	総務課副課長 森本直樹君
総務課主査 和田正希君	住民福祉課企画員 稲藪江美君
住民福祉課主幹 榊田将樹君	産業建設課長 山下真一君
産業建設課副課長 井上正哉君	くじらの博物館長 稲森大樹君
教育長 山本真一郎君	教育次長 脊古景君

---

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長の提案理由の説明
- 日程第 4 承認第 1号 和歌山地方税回収機構規約の変更

日程第 5 議案第 7号 太地町旧清掃センター解体撤去工事請負契約

## △開 会 午前9時00分

### ○議長（福田忠由君）

おはようございます。開会に先立ちまして、議会運営委員会委員長より、本会議の運営について報告いたします。筋師委員長。

### ○8番（筋師光博君）

報告いたします。本日2月3日、午前8時30分より議会運営委員会を開催し、令和7年第2回太地町議会臨時会運営について審議いたしました。会期は、本日1日とします。日程につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。なお、本日、町長の提案理由の説明を受けた後、議案審議を行います。以上、報告を終わります。

### ○議長（福田忠由君）

議会運営委員会委員長の報告を終わります。ただいまの出席議員は9名であります。定数に達していますので、令和7年第2回太地町議会臨時会は成立しました。ただいまから、令和7年第2回太地町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

## △日程第1 会期の決定

### ○議長（福田忠由君）

日程第1 会期の決定の件を議題にします。お諮りします。開会前、議会運営委員会委員長から報告ありましたとおり、本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### ○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定いたしました。

---

## △日程第2 会議録署名議員の指名

### ○議長（福田忠由君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、筋師光博君及び9番、花村計君を指名いたします。

---

## △諸般の報告

### ○議長（福田忠由君）

諸般の報告をいたします。本臨時会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職氏名一覧表をお手元に配付しています。本臨時会に付議されております議件は、和

歌山地方税回収機構規約の変更外1件です。これで諸般の報告を終わります。

---

### △日程第3 町長の提案理由の説明

#### ○議長（福田忠由君）

日程第3 町長の提案理由の説明を行います。三軒町長。

#### ○町長（三軒一高君）

皆さんおはようございます。今日のご苦勞様です。令和7年第2回太地町議会臨時会開催に当たり、議員各位には、お集まりいただきありがとうございます。今臨時会に提案いたしました案件は、承認1件、議案1件の計2件であります。詳細につきましては、各担当者より説明いたしますので、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○議長（福田忠由君）

町長の提案理由の説明を終わります。議案の審議を行います。

---

### △日程第4 承認第1号

#### ○議長（福田忠由君）

日程第4 承認第1号、和歌山地方税回収機構規約の変更の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

#### ○議長（福田忠由君）

説明を願います。執行会計管理者。

#### ○会計管理者（執行貴弘君）

和歌山地方税回収機構規約の変更についてご説明いたします。森林環境税の賦課徴収に伴い、森林環境税に係る滞納処分等を行うための和歌山地方税回収機構の共同処理する事務及び規約を変更する必要が生じました。この変更は、地方自治法第286条の規定に基づき、和歌山地方税回収機構の構成団体の協議によりこれを定め、和歌山県知事に届け出をしなければなりません。ここでいう協議は、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経ることですが、回収機構より連絡が来ており12月議会に本来あげるべきところだったのですが、こちらのほうでちょっと失念しておりまして、和歌山回収機構のこの議会、協議全ての構成団体の協議を経た後、県知事のほうに届け出をし、その後、回収機構の議会のほうに上程することになるんですが、その上程に間に合わず緊急を要したため、今回専決処分させていただいたものです。失念については、大変申し訳ございませんでした。変更の内容は、和歌山地方税回収機構の共同処理する事務に、森林環境税に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止または不納欠損処分をすることについての判定事務を加えるもの

です。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

今、執行会計管理者のほうから、290条、あと286条の説明がありました。それで、執行会計管理者のほうから種々説明があつて、私もそのとおりだと思うんです。やはり、これは規約というのは、本当にご存じのように議会の議決なんですよ。町長部局ではないんで、本来は議会の議決。だから、いろいろ理由も説明してましたけれども、やはり、僕は税の回収、この国の法律が通った時期といろいろな問題があるのかも分かりませんが、やはり議会の議決というのは重いので、回収機構もついついという形で町村に下ろすのではなくて、やはり、町からも議会の議決が必要だということを強く申し入れしていただいて、今後このようなことがないようにやっていただきたいと思います。ただ、これだけじゃなくて、一部事務組合全ての規約、そういうことも頭に入れて注意をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

大変申し訳ございませんでした。今後、気をつけたいと思います。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

差し替えの理由が改正から変更やということなんですけども、これどこが、どうやって違う、改正と変更。森林環境税、僕はもうこれ特別徴収やと思つとるんですけど、これ違うんですか。僕、どこでとられやるのか分からないけどさ。これどこでとられるのちょっと聞いておきたいんですけど。これ滞納とかそんなあるみたい、あるような感じなんですけども、特別徴収って、滞納ないんちゃう、関係ないの、その辺ちょっと教えてほしいんですけど。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

まず、説明で前後するかもしれないんですが、森林環境税については、個人の住民税と一緒に、個人の住民税の中に含まれて徴収されております。今まで復興特別所得税というのが均等割に含まれて上乗せされて徴収されてたんですが、今度、その復興特別税が終わりまして、それに代わって森林環境税が同額なんですけど徴収されることになりました。そのた

め、特別徴収ではなく普通徴収の方もいらっしゃいますので、滞納というのは生じることになります。続いて、改正と変更というのがどう違うのかというところなんです、地方自治法286条に、一部事務組合の規約等変更するときという、こちらの規定で言葉を変更という言葉を使っております。なので回収機構からの案文や、私どもの過去の議案においても一部事務組合の規定が変わるときの議案のタイトルについては変更という言葉を使わせていただいておりますので、今回、訂正させていただいた次第です。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

特別徴収、森林環境税というのは所得とかそんな関係ないんですか、一律なんですか。ほんまに財務省に任しといたら税金ばかり取っててね。もうほんまかなわんで、これ。これ一律なんですか、それとも所得に関係するとかそういう、そこをちょっと教えておいてほしいと思います。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

一律になります。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

今回の案件とは直接は関係しないかも分かりませんが、例の紀の国森づくり税、今回、県のホームページ詳細に見てみたんですが、これがどうなるのかが全く分からないんですが、この情報は入ってますか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

今のところ入ってはおりません。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから承認第1号、和歌山地方税回収機構規約の変更の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は、専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号、和歌山地方税回収機構規約の変更の専決処分について承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

---

△日程第5 議案第7号

○議長（福田忠由君）

日程第5 議案第7号、太地町旧清掃センター解体撤去工事請負契約を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。榊田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（榊田将樹君）

太地町清掃センター解体撤去工事請負契約についてご説明させていただきます。本工事に つきましては、予定価格が5,000万円以上の工事であるため、議会の議決を求めるものでございます。今回の入札は条件付き一般競争入札で実施し、2者の応札がございました。令和7年1月28日に入札執行いたしまして、1月29日に仮契約を締結しております。契約の内容につきましては、契約の目的、太地町旧清掃センター解体撤去工事、契約の方法、条件付き一般競争入札、契約の金額、2億4,046万円、契約の相手方、和歌山県有田郡有田川町小島313番地9、株式会社ケイズ、代表取締役、北畑貴行でございます。事業内容につきましては、太地町旧清掃センターを労働安全衛生法等関係法令を遵守し、解体撤去し、解体後の跡地については資源ごみの分別回収場として整備するものです。また、一部のコンクリート舗装を撤去し、碎石による整地工事まで行います。本工事は、事前調査の結果により特定粉じん排出等作業に相当します。また、本施設には石綿を含む材料または塗料、建材が使用されており、石綿障害予防規則ほか関係諸法令、諸規則を遵守して施工するものです。工期につきましては、議会議決日の翌日からとなっております。議決をいただければ、令和7年2月4日から令和8年3月31日まで421日間の工期を予定しております。工事範囲ですが、本工事の解体範囲は、敷地内にある工場棟3階部分の建築構造物、工場棟の建築設備、プラント設備、管理棟、トラックスケール、地下タンク、ポンプユニット、サ

ービスタック、脱水機の土木建築設備、機械電気設備等の一式です。地下部については、地下埋設物等の構造物、配管等の全てを撤去対象とするものです。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

まず、一般競争入札に条件付きとなっております、その条件を教えてください。それから、今、石綿の説明がありましたが、ダイオキシンは検出されていますか。国のホームページを見ると、ダイオキシンが検出された焼却場を解体する場合は、国庫補助金の用意があるというふうに書いてありますが、今回の財源には含まれているのでしょうか。それから、入札調書の開示をお願いいたします。以上です。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（井上正哉君）

ただいまご質問ありました条件付きのほうなんですけども、こちら清掃施設工事業と解体工事業の対象業種としておりまして、その中で清掃施設工事業が県内であれば700点以上、県外であれば900点以上ということを条件として明示させていただいております。入札執行調書の件なんですけども、後ほど開示させていただきます。以上です。

○議長（福田忠由君）

梶田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（梶田将樹君）

ダイオキシンの含有があったかということなんですけども、事前の調査結果でダイオキシンの検出は焼却炉内でございます。よって、補助金についても交付されるものと見込んでおります。入札調書については、また後日、開示したいと思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

まず1点目が、この契約がなぜ今なのか、遅くなった理由を聞かせていただきたいと思っております。これは多分、恐らくいろいろな環境問題とかで難しかったのかなとは思いますが、はっきりした理由を聞かせてください。それから、契約の金額、2億4,046万円の財源内訳を教えてください。もう1点、恐らく今からだと令和8年3月31日までということで1年繰り越す形になるんでしょうけれども、繰越しありきの契約だとこの財源の繰越しが間違いなく認められるのかということを知りたいと思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

梶田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（梶田将樹君）

まず1番目、この時期の契約になった経緯なんですけど、まず、これが解体するという方向性が決まったのが令和5年度で、5年度からいろいろ循環型の社会形成推進交付金であるとかそういうものを国庫補助を使うために、まず、地域計画、循環型社会形成推進地域計画というのがございましたが、それをまず策定しなくてはならない、そういう業務がございまして、それからまず基本設計を行って、国と協議して、国の交付金3分の1についていろいろ協議した上で、また、それから6年度によりやく実施設計に至って、設計が出来上がってきからのこの時期の経緯に至ったということで、5年度から順次そういうふうな計画策定業務から順次追っていると、今の時期になったということで、順次進めて、淡々と進めている中でこの時期になったということでご理解ください。私から三つ目の繰り越しについての分ですが、もちろんこのタイミングなんで、議員おっしゃられるとおりの繰り越しの事業になるかと思われまして。国のほうとも、県のほうとも協議しまして、繰り越し分についても交付金の対象ということで見込んでおりますので、その点間違いございません。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

2億4,046万円の財源内訳なんですけど、国庫補助金が8,015万3,000円、過疎債が1億6,030万円、一般財源が7,000円、過疎債の実質的な町の負担ですが、4,809万7,000円と見込んでおります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この補助金というのはどういう補助金ですか。それと、質問しようと思ったことが、ほとんど聞いてくれたんであと1点だけです。これ令和6年の当初予算によると、この工事請負費、清掃センター解体工事というのが、1億4,212万円しか計上されていないんですけども、この金額だと1億円ぐらい多くなっているんですよ。その理由を聞かせておいてほしいと思います。それから、ちょっとこの議案とは関係ないんですけど、債務負担行為が3億1,563万4,000円取っとるんですけども、起こしとるんですけども、これで資源ごみの分別回収場の整備事業もこれ、このぐらいでできるのかどうかだけ聞かせておいてほしいと思います。

○議長（福田忠由君）

梶田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（榊田将樹君）

まず、交付金の種類ですが、これは、循環型社会形成推進交付金という交付金でございます。2番目、この6年度の当初予算に対してのこの今回の金額なんです、当初からこの落札価格に対して前払い金ということで40%という意味でお支払いするという方向なので、今回たまたま開札してこの金額で9,618万4,000円ほどになるんで、予算内で執行できるかなという感じでございます。3番目の債務負担行為、3億1,563万4,000円つきまして、資源ごみの分別回収につきましては、工事監理及び解体工事含めましてこの金額内で全て賄えると思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

予算計上されている工事請負費というのは、前払い金を全部計上していると理解しといたらいいんですか、この一般会計の中で、工事費というのは、全て前払い金ということで理解しといたらいいんですか。これが、そういう説明やったんで、それちょっと聞いておきたいと思えます。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

前払い金を含む予算でありまして、当初の見込みの中で、この解体工事、6年度と7年度、2か年にわたってやる予定で当初組んでおりました。その中で、6年度分については1億4,212万円というところで予定しておりまして、今回、入札差額で金額落ちたんですけど、その分は7年度のほうで調整させていただいて、6年度はもうこの予算額でお支払いするというふうに契約のほうをさせていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第7号、太地町旧清掃センター解体撤去工事請負契約を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号、太地町旧清掃センター解体撤去工事請負契約は、原案のとおり可決されました。お諮りします。本会議中に議員の発言の中で不適切と思われる発言があれば、その部分を会議録から削除することについては議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、本会議中に議員の発言の中で不適切と思われる発言があれば、その部分を会議録から削除することについては議長に一任することに決定いたしました。

---

△閉 会

○議長（福田忠由君）

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和7年第2回太地町議会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前9時26分

太地町議会議長          福田 忠由

太地町議会議員          筋師 光博

太地町議会議員          花村 計